

記入上の注意

筆記具は、黒の油性ボールペンを使用してください。鉛筆、消せるボールペン等で書かれた申請書は受け付けることはできません。

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの、高等学校等の専攻科をいいます。
- ハ 「学校の課程・学科」の欄には、「高等学校（全日制・定時制）」、「高等学校（通信制）」、「高等学校（専攻科）」、「中等教育学校（後期課程）」、「中等教育学校（専攻科）」、「高等専門学校（1～3学年）」、「専修学校（高等課程）」、「専修学校（一般課程）」、「専修学校（高等課程）通信制学科」、「専修学校（一般課程）通信制学科」、「各種学校」の別を記入すること。

【15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養親族の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類(対象となる高校生等の健康保険証の写し、兄弟姉妹の健康保険証の写し)を添付してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の～は除きます。
 - 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - 法人である未成年後見人
 - 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、4月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (2)の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。
- ニ (2)又はに該当するときは、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- ホ (2)又はに該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 不正に奨学給付金を受給した場合は、刑罰が科されることがあります。

〔記載例〕 早期給付

様式1
三重県知事 宛て
高校生等奨学給付金受給申請書 **早期給付**

次のことを誓約(同意)の上、高校生等奨学給付金を申請します。
次の6点を確認の上、にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、三重県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は三重県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行ってありません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。
- 審査に必要な事項について、自治体、福祉事務所、高等学校等へ照会することに同意します。
- 当該申請について提出した書類の返却を求めません。

申請者は「保護者等」です。

申請内容について、連絡することがあります。日中連絡可能な番号を記載してください。

住所は、住民票記載通りに記入してください。引越し等で住民票上の住所に住居していない場合は、余白に「現住所」と記入し、その住所を記載してください。

課程・学科は大枠以下の表から、該当する課程・学科の番号を選択して記入してください。

該当する申請額を記入してください。

申請書記入日を記載してください。

誓約(同意)事項を熟読のうえ、レ点を付けて下さい。
レ点がない場合は、受理できません。

裏面も必ず記入して下さい。

令和4年 月 日

氏名	み え たろう		高校生等との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他()
名前	三 重 太 郎			
生年月日	昭和 42年 7月 15日			
〒	514-8570	電話番号	059 - 224 - 2161 (日中連絡可能な番号を記入してください)	
住所	三重県津市広明町13番地			
氏名	み え じろう		生年月日	平成 18年 4月 19日
名前	三 重 次 郎		学年・クラス	1 年 A 組
現在在学する学校	種類	学校名	課程・学科	在学期間(入学日から卒業見込み日まで)
	<input checked="" type="checkbox"/> 私立	三重北高等学校		令和4年4月 ~ 令和7年3月 卒業
過去の高等学校等における在学期間	国立		課程・学科	在学期間
	公立			年 月 ~
課程・学科選択番号	高等学校(全日制・定時制) 高等学校(通信制) 高等学校(専攻科) 中等教育学校(後期課程)	中等教育学校(専攻科) 高等専門学校(1~3学年) 専修学校(高等課程) 専修学校(一般課程)	専修学校(高等課程)通信制 専修学校(一般課程)通信制 各種学校	
申請額	円		下記の表から、該当する申請額を記入してください。	

世帯区分		申請額					
生活保護(生業扶助)受給世帯(高等学校等専攻科に通う生徒の世帯を除く)		13,150円					
非課税世帯	A 通信制の高等学校等に通う高校生等がいる非課税世帯(生業扶助受給世帯を除く) ・高等学校等専攻科に通う高校生等がいる非課税世帯	通信制専攻科 13,025円					
	B 全日制等の高等学校等に通う第1子の高校生等がいる非課税世帯(生業扶助受給世帯を除く)	通信制専攻科以外 33,650円					
	C 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で、第2子以降の全日制等の高校生等がいる非課税世帯(生業扶助受給世帯を除く) 通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校に通う高校生等及び高等学校等専攻科に通う生徒についてはすべてAの給付額を用い、通信制以外の高校生等についてはすべてCの給付額を用いる。 〔15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養親族の状況について〕 複数人いる場合には1人のみ記入	通信制専攻科以外 38,000円					
名前	三 重 一 郎	<input checked="" type="checkbox"/> 学校名	津大学	学年	4年生	生年月日	平成12年8月8日
生徒との続柄	兄	求職中・その他		年齢	21歳 (R4.4.1現在の年齢)		

扶養されている15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は、お一人の方の状況を記入し扶養を確認できる書類(保険証等)を添付してください。
対象生徒の保険証等も必要です。

【申請書(この申請に係る高校生等)以外で対象となる高校生等がいる方は記入してください。】
 *他の学校に在学している場合も記入してください。

続柄	氏名	生年月日	学校名	学年	給付金の申請の有無	課程
				年	有 無	通信制 専攻科 上記以外
				年	有 無	通信制 専攻科 上記以外
				年	有 無	通信制 専攻科 上記以外

表面に記入した対象生徒以外にも給付金の対象となる生徒がいる場合はすべて記入してください。

【保護者等の収入の状況について】(該当する にレ点を付けてください。)

() 生活保護受給世帯	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることが確認できる証明書を提出します。
	<input type="checkbox"/> 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書又は生活保護受給証明書

生活保護受給世帯はこちらにレ点をつけて下さい。

非課税世帯	下記内容を確認の上、 にレ点を付けてください。
	<input checked="" type="checkbox"/> 私の世帯は、4月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受けていません。
	(2) 次の者の課税証明書等を提出します。
	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者(両親)2名又は生計維持者(両親)2名分 <small>親権者1名又は生計維持者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)</small> <input type="checkbox"/> 離婚、死別により親権者又は生計維持者が1名の場合 <input type="checkbox"/> 親権者又は生計維持者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者又は生計維持者の1人の課税証明書等を提出できない場合 [理由]
	<input type="checkbox"/> 未成年後見人()名分 <small>親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) 未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。</small>
<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 <small>親権者又は未成年後見人が存在しない場合 入学時に成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合(専攻科は除く)等</small>	
<input type="checkbox"/> 生徒本人 <small>親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合でや成人に達している場合等</small>	
(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。	
<input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合	

非課税世帯
枠内を熟読のうえ、レ点を付けて下さい。

レ点がない場合は、受理できません。

保護者等(原則父母)を記入し、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

【課税証明書等を提出する保護者等の名前及び高校生等との続柄を記入してください。】

名前	続柄	名前	続柄
三重 太郎	父	三重 花子	母

記載例

令和4年 5 月 1 日

振込口座届

三重県知事 宛て


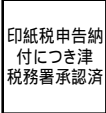
高校生等奨学給付金を、下記の口座へ振り込まれるようお願いいたします。

申請者氏名 (保護者等)	三重 太郎				
生徒名	三重 次郎	学校名	三重北高等学校	全日制 定時制 通信制 専攻科	1年

口座名義 <small>下記5参照要</small>	口座名義(カナ)	口座番号					
三重 太郎	ミエ タロウ	0	1	1	1	1	1
金融機関名		本支店名				預金種目	普通 貯蓄
銀行		津支店					
銀行番号コード		支店コード・番号					

- 1 太枠内の該当項目について記入してください。
- 2 口座番号は右詰めにし、6ケタ以下の場合は、前に「0」をつけて7ケタでご記入ください。
- 3 振込口座は、保護者等の名義の普通預金口座に限ります。(定期預金は登録できません。)
- 4 ゆうちょ銀行を振込口座に指定する場合は他銀行からの振り込み用口座番号を別途取得して頂く必要があります。
- 5 口座名義は奨学給付金の申請者です。申請者以外の口座を指定する場合には別途委任状(様式5)を提出してください。

【通帳の写】

				
店番	科目	口座番号	税区分	通帳優限度額
000	普通預金	111111	分離課税	円
おなまえ ミエ タロウ様			キャッシュカード	
お客様番号 123456		発行日 26年 4月 23日		
		株式会社 銀行 株式会社 銀行		
通帳作成他 津市広明町13番地 株式会社 銀行		取引店 津支店		(銀行 銀行コード 8888) 通帳発行店 777
電話 059 224 2827				


 同一の口座
を記入して

コピー

記載例

委任状は、申請者以外の口座を指定する場合に提出が必要です

令和 4 年 5 月 1 日

委任状

三重県知事 宛て

【保護者等】

住所 三重県津市広明町 1 3 番地

名前 三重 太郎

生年月日 昭和42年 4 月 19 日

生徒名	三重 次郎			
在学している 学校名	三重北高等学校	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科	普通 科 学科	1 年 A 組

生徒毎に、委任状を作成してください。

次のいずれかをチェックしてください。

をチェックした場合は受任者の振込口座届（様式 4）も併せて提出してください。

高等学校等へ委任する場合のみチェックしてください。

高校生等奨学給付金の受領を、保護者等が負担する授業料以外の教育費に充当するよう
学校長に委任します。（三重県内の高等学校のみ）

高校生等奨学給付金の受領を、下記の者に委任します。

【受任者】

住所 〒

三重県栄町1丁目954番地

名前 三重 花子

電話番号 059 224 2161

日中連絡可能な番号を記入してください。

申請者と口座名義人が違う場合はこちらにチェックを入れて、受任者を記入してください。

記載例

15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹に係る 国民健康保険の健康保険証の世帯主氏名が、扶養している父母(保護者等)でない場合は、提出してください。

令和 4 年 5 月 1 日

扶養誓約書

三重県知事 宛て

【申請者(保護者等)】

住所 三重県津市広明町13番地

名前 三重 太郎

私が主として、下記の者を扶養していることを誓約します。

記

被扶養者 (給付金対象の 高校生等)	住所	三重県津市広明町13番地	氏名	三 重 次 郎
被扶養者 (15歳以上(中 学生を除く)23 歳未満の兄弟姉 妹)	住所	同上	氏名	三 重 一 郎

上記のとおり、事実に相違がないことを誓約します。

【理由】

私、三重太郎は、世帯主である父三重惣右衛門と同一世帯で生活しています。
令和4年4月1日現在、〇〇大学に在学している息子(兄)三重一郎及び〇〇
高等学校に在学している息子(弟)三重次郎は、現在収入がないため、私が扶養
しています。